

「時間貸駐車場（コインパーキング）のための  
町有財産の貸付け」に関する一般競争入札の  
御案内

※ この入札に参加するためには、事前に申込  
みが必要です。

入札日：令和8年2月24日（火）  
【申込期間：2月6日（金）～2月20日（金）】

大磯町 政策総務部 財政課 管財係

電話：0463-61-4100 内線217

## 目次

1	一般競争入札による町有財産の貸付けの流れ	1
2	入札に付する貸付対象物件の概要	2
3	一般競争入札による町有財産の貸付けの実施要領	3
(1)	入札に付する事項	3
(2)	入札参加者の資格	3
(3)	入札参加申込みに必要な書類	3
(4)	入札に係る質問及び回答	4
(5)	入札保証金	5
(6)	入札参加申込みの受付	5
(7)	入札方法	5
(8)	開札・落札候補者の決定・入札結果の通知	6
(9)	落札者の決定	7
(10)	町有財産賃貸借契約の締結	7
(11)	町有財産賃貸借契約の解除	7
(12)	時間貸駐車場の運営	7
(13)	入札結果の公表	8
(14)	その他注意事項	8
4	時間貸駐車場の運営等に係る遵守事項	9
5	町有財産賃貸借契約書案	11
6	物件位置図・明細図	21
7	入札・開札会場	22
8	書式類	23
(1)	入札参加申込書兼誓約書	23
(2)	大磯町暴力団排除条例に係る誓約書	25
(3)	入札契約に関する代理人の委任状	27
(4)	入札書	28
(5)	委任状	29
(6)	質問書	30

## 1 一般競争入札による町有財産の貸付けの流れ

入札に係る質問等	○受付期間：令和8年1月26日（月）午前8時30分から 令和8年2月5日（木）午後5時00分まで ○質問方法：指定様式に記入の上、電子メールで送信してください。 ○回答方法：町ホームページに掲載します。
入札参加申込み	○受付期間：令和8年2月6日（金）～令和8年2月20日（金） ※土日・祝日を除く。 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く。） ○受付場所：大磯町役場本庁舎3階 財政課事務室 ○申込方法：申込書等を直接持参してください。
入札・開札	○日時：令和8年2月24日（火） ・入札受付：午後3時30分～午後4時30分 ・入札開始：午後4時40分（予定） ○場所：大磯町保健センター2階 研修室 ※入札書の郵送等による入札は、できません。
落札者の決定	○入札後、直ちに入札者の面前で開札を行います。 ○最低賃貸借料以上で入札した方のうち、最高価格で入札した方を落札候補者として決定します。 ○大磯町暴力団排除条例に基づき神奈川県警察本部に照会（最長で2～3週間程度）し、落札候補者が暴力団等に該当しないと判明した場合に限り、落札者として決定し、通知します。
契約の締結	○落札決定の日から7日以内に、町有財産賃貸借契約を締結してください。
時間貸駐車場運営の準備	○町有財産賃貸借契約の締結後、当町が示す遵守事項を遵守して、時間貸駐車場運営の準備を開始してください。

## 2 入札に付する貸付対象物件の概要

件 名	時間貸駐車場（コインパーキング）のための町有財産の貸付け
所 在 及 び 地 番	①神奈川県中郡大磯町大磯字北下町1713番6 ②神奈川県中郡大磯町大磯字北下町1713番101 ③神奈川県中郡大磯町大磯字北下町1774番5
地 積	①453.42m <sup>2</sup> のうち292.7m <sup>2</sup> ②29.28m <sup>2</sup> ③6.61m <sup>2</sup>
種 類	土地
賃 貸 借 期 間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間） ※当町と協議の上、5回に限り更新できるものとし、更新可能期間は、1年を単位とする。
最 低 賃 貸 借 料	480,000円/年

### 備考

- 1 最低賃貸借料以上で入札した方のうち、最高価格で入札した方を落札候補者として決定します。
- 2 札入れは、年額の賃貸借料とします。
- 3 当町の都合により、予告なく入札を延期し、又は中止する場合があります。
- 4 貸付対象物件は、時間貸駐車場の運営のための貸付けとします。  
ただし、カーシェアリング等、時間貸駐車場と付帯して実施する事業は認めます。
- 5 当町の承認を得ないで貸付対象物件を第三者に転貸し、又は貸付対象物件の賃借権を譲渡できません。  
ただし、時間貸駐車場の運営に必要な範囲での自動販売機設置は認めます。

### 3 一般競争入札による町有財産の貸付けの実施要領

#### (1) 入札に付する事項

「2 入札に付する貸付対象物件の概要」のとおりです。

当該町有財産の貸付けは、地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の5第1項の規定により行うものです。

#### (2) 入札参加者の資格

次の要件を全て満たす方に限り、入札に参加することができます。

ア 法人であること。

イ 神奈川県内に本店、支店、営業所等を有すること。

ウ 時間貸駐車場の運営に関し、3年以上の実績を有すること。

エ 次に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

○ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

○ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(イ) 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者（以下「暴力団等」といいます。）

○ 暴力団

○ 暴力団員

○ 暴力団員等

○ 暴力団経営支配法人等

(ウ) 上記(イ)に該当する者と密接な関係を有する者

(エ) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がある者

(オ) 当該年の直前1年の国税及び地方税を納付していない者

#### (3) 入札参加申込みに必要な書類

入札参加申込みに必要な書類は、次のとおりです。なお、提出された書類等は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

ア 入札参加申込書兼誓約書 1通

（23・24ページを両面コピー又は町ホームページからダウンロード（両面印刷））

イ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） 1通  
（申込みの時点で3か月以内に発行されたもの）

ウ 印鑑登録証明書（法人） 1通

- (申込みの時点で3か月以内に発行されたもの)
- エ 大磯町暴力団排除条例に係る誓約書 1通  
(25・26ページを両面コピー又は当町ホームページからダウンロード(両面印刷))
- オ 納税証明書(前年度分のもの) 各1通  
(ア) 未納の税額がないことの証明(納税証明書その3の3)  
(本社所在地の税務署で申込みの時点で3か月以内に発行されたもの)  
(イ) 紳士業税・法人都道府県民税・法人市町村民税・固定資産税・  
軽自動車税:課税があるもののみ  
(本社所在地の都道府県税事務所、市区町村等で申込みの時点で3か月以内に  
発行されたもの)
- ※ 紳士業税は本社分のみを提出してください。
- カ 会社概要を示す書類 1部
- キ 時間貸駐車場の運営に係る業務に関し、3年以上の実績を有することを示す書類  
(契約書の写し、行政財産目的外使用許可書の写し 等) 1部
- ク 入札契約に関する代理人の委任状 1通(入札参加申込者が神奈川県内にある支  
店、営業所等に対して、入札参加申込書兼誓約書の提出等の事項を委任する場合に  
提出すること。)  
(27ページをコピー又は町ホームページからダウンロード(片面印刷))

#### (4) 入札に係る質問及び回答

##### ア 質問方法

入札に係る質問がある場合は、質問書(30ページ。町ホームページからダウンロード)に質問事項を記入し、Microsoft Word形式のファイルを電子メールにより送信してください。電子メールの件名は、「時間貸駐車場運営入札質問書【申込者(法人)名】」としてください。

メールアドレス: nyusatsu-q@town.oiso.kanagawa.jp

電子メールを受信した後、送信元に質問メールを受信した旨を返信します。なお、  
送信してから1日(土曜日、日曜日及び祝日を含みません。)を経過しても返信がな  
い場合は、電話により確認をお願いします。

##### イ 質問受付期間

令和8年1月26日(月)午前8時30分から  
令和8年2月5日(木)午後5時00分まで

##### ウ 質問に対する回答

入札に係る質問への回答は、令和8年2月9日(月)に、全ての質問の回答をま  
とめて当町ホームページに掲載します。

##### エ 再質問

再質問は、認めないものとします。

## (5) 入札保証金

入札保証金は、免除します。

## (6) 入札参加申込みの受付

### ア 受付期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月20日（金）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで（正午～午後1時を除く。）  
※ 土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行いません。

### イ 受付場所

大磯町役場本庁舎3階 政策総務部財政課事務室  
(神奈川県中郡大磯町東小磯183番地)

### ウ 申込方法

- 上記(3)の書類に必要事項を記入・押印（実印）の上、必ず持参して提出してください。
- 電子メール、郵送、ファクシミリ等による申込みは、できません。
- 書類に記載誤り、記載漏れその他の不備があったときは、申込みが無効となる場合があります。

### エ 書類審査等

- 申込時に、係員が提出された書類の審査を行います。
- 審査後、書類に不備がないと認められる場合は、入札参加者の資格があるものとみなし、次に掲げる書類をお渡しします。
  - ・ 入札参加申込書兼誓約書の写し（当町の受付印を押印したもの）
  - ・ 入札書（28ページ）
  - ・ 委任状（29ページ）

## (7) 入札方法

### ア 入札日時：令和8年2月24日（火）

- 入札受付：午後3時30分から午後4時30分まで
- 入札開始：午後4時40分（予定）

### イ 入札受付場所

大磯町保健センター2階 研修室  
(神奈川県中郡大磯町東小磯191番地)

### ウ 入札日当日の持参品

- 入札参加申込書兼誓約書の写し（当町の受付印を押印したもの）  
※ 受付時に確認後、お返しします。
- 入札書（28ページ）

- ※ 必要事項を記入し、押印（実印。入札参加申込書兼誓約書に押印したものと同じもの）したものを御持参ください。
- ※ 代理人が入札する場合は、代理人欄に記入し、押印をしてください。
- 委任状（29ページ。代理人が入札する場合のみ）
  - ※ 法人の代表権がない方が入札する場合に必要になります。
  - ※ 委任者の印は、入札参加申込書兼誓約書に押印したものと同じもの（実印）としてください。
- 入札する方の本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証等）
- 筆記用具（黒色ボールペン）
  - ※ 筆記した文字等を容易に消すことができるボールペン（いわゆる「消せるボールペン」は、使用できません。）

#### エ 入札の流れ

- 入札受付時間が終了するまでに受付を済ませてください。
- 係員の指示に従い、入札してください（郵送等による入札は、できません。）。  
なお、入札の回数は、1回となります（再度入札は、行いません。）。
- 入札後、直ちに開札を行い、落札候補者を決定します。
- 開札終了後、落札候補者に対して契約手続等の説明を行います。

#### オ 入札書の記入方法

- 入札書の賃貸借料金額欄には、年額の賃貸借料の金額を記入してください。

#### カ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (ア) 入札参加者の資格がない者がした入札
- (イ) 1件につき、2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (ウ) 1件につき、1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上の代理をした者がした入札
- (エ) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (オ) 入札書の記載事項が不明な入札
- (カ) 入札書に記名又は押印がない入札
- (キ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者がした入札
- (ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、この案内書に規定する入札に係る条項に違反した者がした入札

#### (8) 開札・落札候補者の決定・入札結果の通知

- 開札は、入札後、直ちに入札者の面前で行います。なお、開札は、申込者の名称及び入札金額を読み上げて公開する方法により行います。

- 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、当町が指定した者を立ち会わせて開札します。この場合においては、異議の申立てをすることはできません。
- 最低賃貸借料以上で入札した方のうち、最高価格で入札した方を落札候補者として決定します。ただし、最高価格で入札した方が2人以上あるときは、くじ引を行い、落札候補者を決定します。
- 開札の結果、落札候補者を決定したときはその者の名称及びその入札金額を、落札候補者を決定しなかったときはその旨を口頭により開札に立ち会った入札者にお知らせします。

#### (9) 落札者の決定

- あらかじめ、申込者（法人の役員等を含みます。）について、当町から神奈川県警察本部に対し、大磯町暴力団排除条例に基づき暴力団等に該当するか否かを照会します。この照会には、最長で2～3週間程度掛かります。
- 照会の結果、落札候補者が暴力団等に該当しないことが判明した場合は、当該落札候補者を落札者として決定し、その旨及び契約締結の期限（原則として落札者の決定の日から7日以内）を口頭及び書面により通知します。
- 照会の結果、落札候補者が暴力団等に該当することが判明した場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、その旨を書面により通知します。なお、当該物件における入札自体が無効となります。

#### (10) 町有財産賃貸借契約の締結

- 落札者は、原則として落札者の決定の日から7日以内（具体的な日は、落札者の決定の通知時にお知らせします。）に当町と町有財産賃貸借契約（契約書案は、「7町有財産賃貸借契約書案（11～19ページ）」を参照）を締結してください。なお、この契約は、民法（明治29年法律第89号）第601条の規定による賃貸借契約とし、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定の適用はないものとします。
- 契約保証金は、免除します。
- 契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。
- 契約の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とします。

#### (11) 町有財産賃貸借契約の解除

- 当町は、落札者が契約に違反したと認められるときは、何ら催告することなく町有財産賃貸借契約を解除します。
- 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法第238条の5第4項の規定により、本契約を解除します。

#### (12) 時間貸駐車場の運営

落札者は、当町と町有財産賃貸借契約を締結した後、「4 時間貸駐車場の運営等に係る遵守事項」（9～10ページ）の内容に沿って時間貸駐車場を運営するものとします。

#### (13) 入札結果の公表

- 落札者の決定後、当町のホームページ及び町民情報コーナーにおいて、入札者（落札者）の所在地・商号又は名称・代表者職氏名、落札金額及び入札金額を公表します。
- 入札結果については、全て大磯町情報公開条例（平成9年大磯町条例第13号）第5条の規定による行政情報の公開の請求の対象となりますので、あらかじめ御了承ください。

#### (14) その他注意事項

- この案内書に規定していない事項については、大磯町契約規則（昭和54年大磯町規則第23号）その他関係法令に定めるところによります。
- 当町の都合により、予告なく入札を延期し、又は中止する場合があります。

## 4 時間貸駐車場の運営等に係る遵守事項

時間貸駐車場の運営等の際には、次に掲げる事項を遵守してください。

### 時間貸駐車場の運営等に係る遵守事項

#### 1 時間貸駐車場の運営条件等

##### (1) 事業計画の作成

賃借人は、次の項目が記載された事業計画を作成し、当町の承認を受けること。事業計画の内容を変更する場合も同様とする。

ア 時間貸駐車場の配置について

(ア) 区画の配置

(イ) 時間貸駐車場事業に必要な看板、満空表示、カメラ、精算機等（以下「駐車場設備機器等」という。）の配置

イ 駐車場設備機器等について

(ア) 駐車場設備機器等のデザイン、表示内容及び大きさが分かる図面又は写真

(イ) 時間貸駐車場利用者（以下「利用者」という。）の操作を必要とする駐車場設備機器等の操作マニュアル

(ウ) 駐車場設備機器等に係る電気配線図

ウ 駐車場設備機器等の点検内容、時間貸駐車場の清掃頻度等

エ 借受者の組織体制について

(ア) 組織体系図

(イ) 業務責任者

(ウ) 時間貸駐車場内における事故及び苦情並びに駐車場設備機器等の故障（以下「駐車場トラブル等」という。）発生時の対応窓口及び連絡先

オ 時間貸駐車場の時間帯別料金及び1日の最大料金等

カ 駐車場設備機器等の設置工事日程及び施工方法

キ カーシェアリング等、時間貸駐車場と付帯して実施する事業の計画

ク その他時間貸駐車場事業に必要となる事項

##### (2) 時間貸駐車場整備工事

ア 時間貸駐車場整備工事開始前に、当町と設計及び施工の協議を行うこと。

イ 安全管理を徹底すること。

ウ 施工に係る一切の費用は、賃借人が負担すること。

エ 時間貸駐車場の運営に当たり必要な整備及び原状回復等に要する工事期間は、貸付期間に含まれる。

##### (3) その他

ア 賃借人は、関連する法令を遵守すること。

イ 時間貸駐車場の運営方法は、カメラ式又はフラップ式とすること。

- ウ 駐車場トラブル等の対応は、全て賃借人の責任において行うこと。
- エ 賃借人は、駐車場トラブル等の発生により現地での対応の必要性が生じた場合は、日時を問わず速やかに現地対応を行うこと。
- オ 定期的に賃貸借物件内の清掃及びごみの処分を行い、近隣住民等に迷惑を及ぼさないこと。
- カ 複数種の電子マネーが使用可能な精算機を導入すること。
- キ 半年に1度、時間貸駐車場の駐車台数及び稼働率（日別・時間帯別）を当町に報告すること。ただし、別に当町からの要請があった場合は、都度、時間貸駐車場の駐車台数及び稼働率（日別・時間帯別）の報告を行うこと。
- ク 自治会の祭事の際には、一時的に貸切対応を行うこと。祭事は、年に4回（1月に2回、7月に2回）を予定しており、それぞれ最大4日間とする。なお、貸切に伴う料金は、無償とすること。
- ケ 賃貸借物件の北東側に自治会の建物があるため、普通自動車が通行可能なスペースを確保すること。なお、当該スペースについては、時間貸駐車場の通路との併用を認める。

## 2 賃貸借料

賃貸借料（年額）は、入札書に記載された金額とし、賃貸人の発行する納入通知書により、当該納入通知書に記載された納期限内に納入すること。

## 3 費用負担

### (1) 電気料

駐車場事業に必要な電力については、賃借人が電気事業者と需給契約を締結すること。需給契約を締結できない場合は、賃貸人の指示に従い、子メーターを設置するなどの措置を講じること。なお、子メーター等の設置費用及び電気料は、賃借人が全て負担すること。

### (2) その他の費用

電気料のほか、時間貸駐車場の整備に係る費用は、賃借人が負担すること。

## 4 駐車場設備機器等の撤去及び賃貸借物件の返還

賃借人は、賃貸借期間の満了の日まで（契約の解除等により賃貸借期間が終了した場合にあっては、賃貸人が指定した期日まで）に駐車場設備機器等を撤去すること。ただし、賃貸人及び賃借人が協議の上、残置を決定した駐車場設備機器等にあっては、この限りでない。

また、賃貸人の確認を受けた上で賃貸借物件を賃貸人に返還すること。

## 5 町有財産賃貸借契約書案

### 大磯町町有財産賃貸借契約書（案）

大磯町（以下「賃貸人」という。）と〇〇〇〇（以下「賃借人」という。）は、賃貸人が所有する土地に係る土地賃貸借契約を次のとおり締結する。

#### （賃貸借物件）

第1条 賃貸人は賃貸人が所有する次の土地（以下「本土地」という。）を賃借人に賃貸し、賃借人は本土地を賃貸人から賃借する。

所在・地番	地目	貸付面積
神奈川県中郡大磯町大磯字北下町1713番6	原野	453.42m <sup>2</sup> のうち 292.7m <sup>2</sup>
神奈川県中郡大磯町大磯字北下町1713番101	宅地	29.28m <sup>2</sup>
神奈川県中郡大磯町大磯字北下町1774番5	宅地	6.61m <sup>2</sup>

#### （指定用途等）

第2条 賃借人は、本土地を時間貸駐車場（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 賃借人は、本土地を指定用途に供するに当たっては、特記仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。

#### （賃貸借期間）

第3条 本契約に基づく賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

#### （契約更新等）

第4条 賃借人は、賃貸借期間の満了後、引き続き本土地を第2条に規定する指定用途のために賃借しようとするときは、賃貸借期間の満了の3か月前までに書面をもって賃貸人に申し出なければならない。

2 前項の規定による賃貸借期間は賃貸人と協議の上、5回に限り更新できるものとし、1回当たりの更新期間は1年間とする。

3 前2項の規定による更新を行う場合の賃貸借料は、賃貸人及び賃借人が協議の上、決定する。

4 賃貸借期間の更新は、更新契約の締結により処理する。

#### （賃貸借料）

第5条 賃貸借料の額は、次のとおりとする。

区分		賃貸借料の額
年額	令和8年度	円

令和9年度		円
令和10年度		円
令和11年度		円
令和12年度		円
総額		円

- 2 前項に規定する賃貸借料の額の改定は、原則として行わないものとする。ただし、同項に規定する賃貸借料の額が土地価格の変動により著しく不相当となり、又は近隣の土地の賃貸借料と比較して著しく不相当となったときに限り、賃貸人及び賃借人が協議の上、将来に向かって賃貸借料を改定することができるものとする。

(賃貸借料の支払)

第6条 賃借人は、賃貸借料を賃貸人の発行する納入通知書により、当該納入通知書に記載された納期限内に納入しなければならない。

- 2 賃借人は、第3条に規定する期間の満了までに賃貸借期間が終了したとき（本契約の解除により終了した場合を含む。以下同じ。）は、賃貸人が別に指定する日までにその年度に係る年額（本契約が第19条第2項の規定により解除された場合にあっては、その年度に係る年額から、当該年度における本契約の解除の日の翌日以降の期間に係る賃貸借料を日割計算して算出した額を控除して算出した額）の賃貸借料を支払わなければならない。

(電気料の負担)

第7条 電気料に係る一切の費用は、賃借人の負担とする。

(その他の費用負担)

第8条 前条に掲げるもののほか、時間貸駐車場の設計、整備、運営、修繕、原状回復等に要する費用は、賃借人の負担とする。ただし、第19条第2項の規定により本契約が解除された場合において賃借人が原状回復するときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第9条 賃借人は、本契約の締結後、本土地に関して本契約の内容に適合しないものであることを発見した場合においては、賃貸人に対し、賃貸借料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

- 2 賃借人は、本土地がその責めに帰さない事由により滅失し、又は毀損したときは、当該滅失し、又は毀損した部分につき、賃貸人の認める額の範囲内において賃貸借料の減免を請求することができる。

(禁止事項)

第10条 賃借人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 本土地を転貸しないこと。
- (2) 本土地の賃借権を譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。
- (3) 本土地を第2条の指定用途以外の用途に使用しないこと。

- (4) 本土地に設置した工作物に係る所有権を登記しないこと。
- (5) 本土地に設置した工作物に係る占有名義を変更しないこと。
- (6) 本土地において公序良俗に反する行為をしないこと。

2 時間貸駐車場の運営に必要な範囲での自動販売機の設置については、前項第1号に規定する転貸とみなさないものとする。

(善管注意義務)

第11条 賃借人は、本土地を常に善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(一括委託の禁止)

第12条 賃借人は、第2条に規定する指定用途に係る事業の全部又は主たる部分を賃貸人の許可なく一括して第三者に委託してはならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第13条 賃借人は、本土地を第2条に規定する指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、賃貸人の責めに帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責めを負う。

2 賃貸人は、賃借人に代わって前項の賠償の責めを負ったときは、賃借人に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第14条 賃借人は、本土地の全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、直ちに賃貸人にその状況を通知しなければならない。

(駐車場設備機器等の盗難又は毀損)

第15条 賃貸人は、次に掲げるものの盗難又は毀損について、賃貸人の責めに帰ることが明らかな場合を除き、その責めを負わない。

- (1) 設置された時間貸駐車場事業に必要な看板、満空表示、カメラ、精算機等（以下「駐車場設備機器等」という。）
- (2) 設置された駐車場設備機器等内の売上金及び鈔銭  
(秘密の保持等)

第16条 賃借人は、本契約の履行に際し知り得た賃貸人の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本契約の終了後においても同様とする。

(実地調査等)

第17条 賃貸人は、必要に応じて、賃借人に対し本土地の状況、売上の状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。この場合において、賃借人は、当該報告若しくは提出を怠り、又は当該調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

(実績の報告)

第18条 賃借人は、半年に1度、時間貸駐車場の駐車台数及び稼働率（日別・時間帯別）を集計し、賃貸人に報告しなければならない。

### (契約の解除)

第19条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃借人に対し催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結に先立ち賃借人から提出された入札に関する各種提出書類に虚偽の記載があったと確認されたとき。
- (2) 賃借人が賃貸借料その他の債務の支払をその納期限から2か月以上怠ったとき。
- (3) 賃借人の手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は賃借人が銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 賃借人が差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 賃借人が破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。
- (6) 賃借人が本土地を指定用途に供しようとしたとき。
- (7) 賃借人が賃貸人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (8) 賃借人の信用が著しく失墜したと賃貸人が認めたとき。
- (9) 賃借人が主務官庁から営業禁止処分又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (10) 賃借人の資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は賃借人が合併を行うこと等により、賃貸人が本契約を継続し難い事態になったと認めたとき。
- (11) 前各号に準ずる事由により、賃貸人が本契約を継続し難いと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、賃貸人は、国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定により本契約を解除することができる。この場合においては、賃借人は、同条第5項の規定により、これによって生じた損失につき、その補償を求めることができる。

### (暴力団等排除に伴う解除)

第20条 賃貸人は、神奈川県警察本部からの通知又は回答に基づき、賃借人が次の各号のいずれかに該当していると判明したときは、賃借人に対し催告その他の手続を要することなく、本契約を解除することができる。この場合において、賃貸人は、当該解除に伴い賃借人に損害が生じたときは、当該損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するとき。
  - ア 賃借人（役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）を含む。以下この号において同じ。）が大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号。以下「条例」という。）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者であると認められるとき。

- イ 賃借人がアに該当する者と密接な関係を有する者であると認められるとき。
  - ウ 賃借人が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項の規定に違反したと認められるとき。
  - エ 賃借人が県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (2) 下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号アからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約をしたと認められるとき。
- (違約金)
- 第21条 賃借人は、賃借人が第2条、第10条若しくは第12条の規定に違反したとき、又は賃貸人が前条の規定により本契約を解除したときは、第5条第1項に規定する総額の賃貸借料の額（消費税法等の改正等によって消費税等額に変動が生じたときは、総額の賃貸借料に相当額を加減して算出した額）の100分の10に相当する額を違約金として賃貸人に支払わなければならない。
- 2 賃借人は、賃貸人に対し、第6条第1項に規定する納期限までに第5条第1項に規定する賃貸借料を支払わず、又は第23条第4項の賃貸人が別に指定する日までに同項の規定により算出した金額を支払わなかったときは、遅延日数に応じ、これらの額に年14.6パーセントの割合を乗じて算出した額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を違約金として賃貸人に支払わなければならない。ただし、本文の規定により算出した違約金の額が1,000円に満たないときは、この限りでない。
- 3 前2項に規定する違約金は、違約罰と解釈し、第25条第1項に規定する損害賠償の予定又はその一部とはしないものとする。

(賃貸借物件の返還)

第22条 賃借人は、賃貸借期間の満了の日まで（契約の解除等により賃貸借期間が終了した場合にあっては、賃貸人が指定した日まで）に、本土地を賃貸人に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第23条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃借人の負担において本土地を原状に復さなければならない。ただし、賃貸人が適当と認めたときは、この限りでない。

- (1) 賃借人の責めに帰すべき事由により、本土地が滅失し、又は毀損したとき。
  - (2) 前条の規定により本土地を賃貸人に返還するとき。
- 2 賃貸人は、前項の規定により賃貸借物件が原状に復されたときは、正常に本土地が原状に復されたか否かを確認するものとする。
- 3 賃貸人は、賃借人が第1項に規定する義務を履行しないときは、賃貸借物件を原状に復し、賃借人からその費用を徴収することができる。

(賃貸借料の精算)

第24条 賃貸人は、本契約が第19条第1項の規定により賃貸借期間の中途中で解除されたと

きは、既納の賃貸借料のうち未経過期間に係る部分について、これを賃借人に対して返還しないものとする。

- 2 賃貸人は、第19条第2項の規定により本契約を解除した場合において、既に納付された賃貸借料のうち本契約の解除の日の翌日以降の期間に係る賃貸借料を日割計算により算出し、賃借人に返還するものとする。

(損害賠償)

第25条 賃借人は、本契約に定める義務を履行しないために賃貸人に損害を与えたときは、当該損害に相当する金額を損害賠償として賃貸人に支払わなければならない。

- 2 賃借人は、第19条第2項の規定により本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、地方自治法第238条の5第5項の規定により、その補償を賃貸人に対し求めることができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第26条 賃借人は、第22条の規定により本土地を返還する場合において、賃借人が本土地に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があったときは、これを賃貸人に請求しないものとする。

- 2 賃借人は、賃借人が施した造作については、賃貸人の承認の有無にかかわらず、その買取りを賃貸人に請求することができない。

(契約費用の負担)

第27条 賃借人は、本契約に要する費用を負担するものとする。

(信義誠実の義務)

第28条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

- 2 賃借人は、本土地が町有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(疑義等の決定)

第29条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じた事項については、賃貸人と賃借人が協議して決定するものとする。

(管轄裁判所)

第30条 本契約から生じる訴訟等は、賃貸人の所在地を管轄する横浜地方裁判所小田原支部を第1審の裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、賃貸人及び賃借人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地

大磯町

大磯町長 池田 東一郎



賃借人 【落札者住所（所在地）】

【落札者氏名（名称及び代表者名）】

## 特記仕様書（第2条関係）

### 1 時間貸駐車場の運営条件等

#### (1) 事業計画の作成

賃借人は、次の項目が記載された事業計画を作成し、当町の承認を受けること。事業計画の内容を変更する場合も同様とする。

ア 時間貸駐車場の配置について

(ア) 区画の配置

(イ) 時間貸駐車場事業に必要な看板、満空表示、カメラ、精算機等（以下「駐車場設備機器等」という。）の配置

イ 駐車場設備機器等について

(ア) 駐車場設備機器等のデザイン、表示内容及び大きさが分かる図面又は写真

(イ) 時間貸駐車場利用者（以下「利用者」という。）の操作を必要とする駐車場設備機器等の操作マニュアル

(ウ) 駐車場設備機器等に係る電気配線図

ウ 駐車場設備機器等の点検内容、時間貸駐車場の清掃頻度等

エ 借受者の組織体制について

(ア) 組織体系図

(イ) 業務責任者

(ウ) 時間貸駐車場内における事故及び苦情並びに駐車場設備機器等の故障（以下「駐車場トラブル等」という。）発生時の対応窓口及び連絡先

オ 時間貸駐車場の時間帯別料金及び1日の最大料金等

カ 駐車場設備機器等の設置工事日程及び施工方法

キ カーシェアリング等、時間貸駐車場と付帯して実施する事業の計画

ク その他時間貸駐車場事業に必要となる事項

#### (2) 時間貸駐車場整備工事

ア 時間貸駐車場整備工事開始前に、当町と設計及び施工の協議を行うこと。

イ 安全管理を徹底すること。

ウ 施工に係る一切の費用は、賃借人が負担すること。

エ 時間貸駐車場の運営に当たり必要な整備及び原状回復等に要する工事期間は、貸付期間に含まれる。

#### (3) その他

ア 賃借人は、関連する法令を遵守すること。

イ 時間貸駐車場の運営方法は、カメラ式又はフラップ式とすること。

ウ 駐車場トラブル等の対応は、全て賃借人の責任において行うこと。

エ 賃借人は、駐車場トラブル等の発生により現地での対応の必要性が生じた場合は、日時を問わず速やかに現地対応を行うこと。

- オ 定期的に賃貸借物件内の清掃及びごみの処分を行い、近隣住民等に迷惑を及ぼさないこと。
- カ 複数種の電子マネーが使用可能な精算機を導入すること。
- キ 半年に1度、時間貸駐車場の駐車台数及び稼働率（日別・時間帯別）を当町に報告すること。ただし、別に当町からの要請があった場合は、都度、時間貸駐車場の駐車台数及び稼働率（日別・時間帯別）の報告を行うこと。
- ク 自治会の祭事の際には、一時的に貸切対応を行うこと。祭事は、年に4回（1月に2回、7月に2回）を予定しており、それぞれ最大4日間とする。なお、貸切に伴う料金は、無償とすること。
- ケ 賃貸借物件の北東側に自治会の建物があるため、普通自動車が通行可能なスペースを確保すること。なお、当該スペースについては、時間貸駐車場の通路との併用を認める。

## 2 賃貸借料

賃貸借料（年額）は、入札書に記載された金額とし、賃貸人の発行する納入通知書により、当該納入通知書に記載された納期限内に納付すること。

## 3 費用負担

### (1) 電気料

駐車場事業に必要な電力については、賃借人が電気事業者と需給契約を締結すること。需給契約を締結できない場合は、賃貸人の指示に従い、子メーターを設置するなどの措置を講じること。なお、子メーター等の設置費用及び電気料は、賃借人が全て負担すること。

### (2) その他の費用

電気料のほか、時間貸駐車場の整備に係る費用は、賃借人が負担すること。

## 4 駐車場設備機器等の撤去及び賃貸借物件の返還

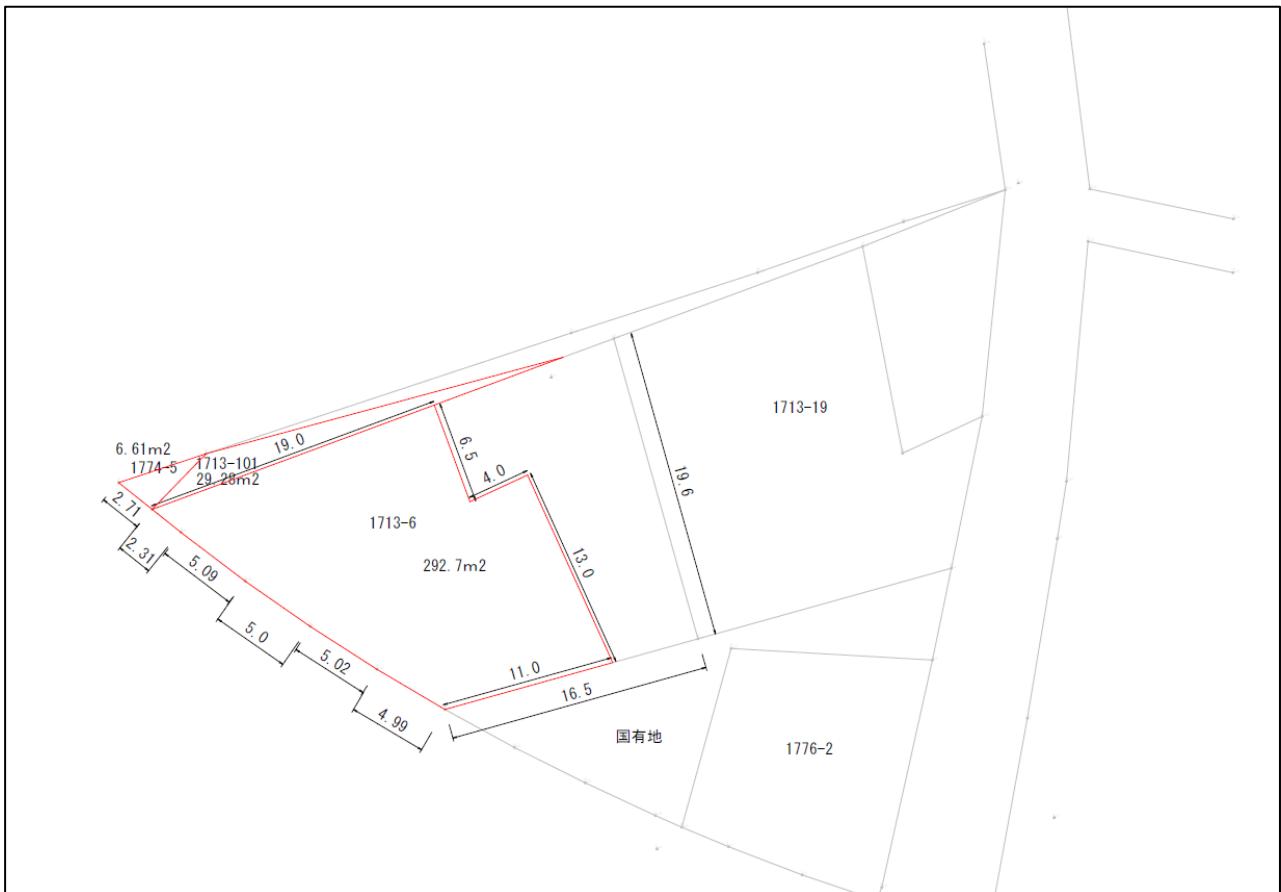
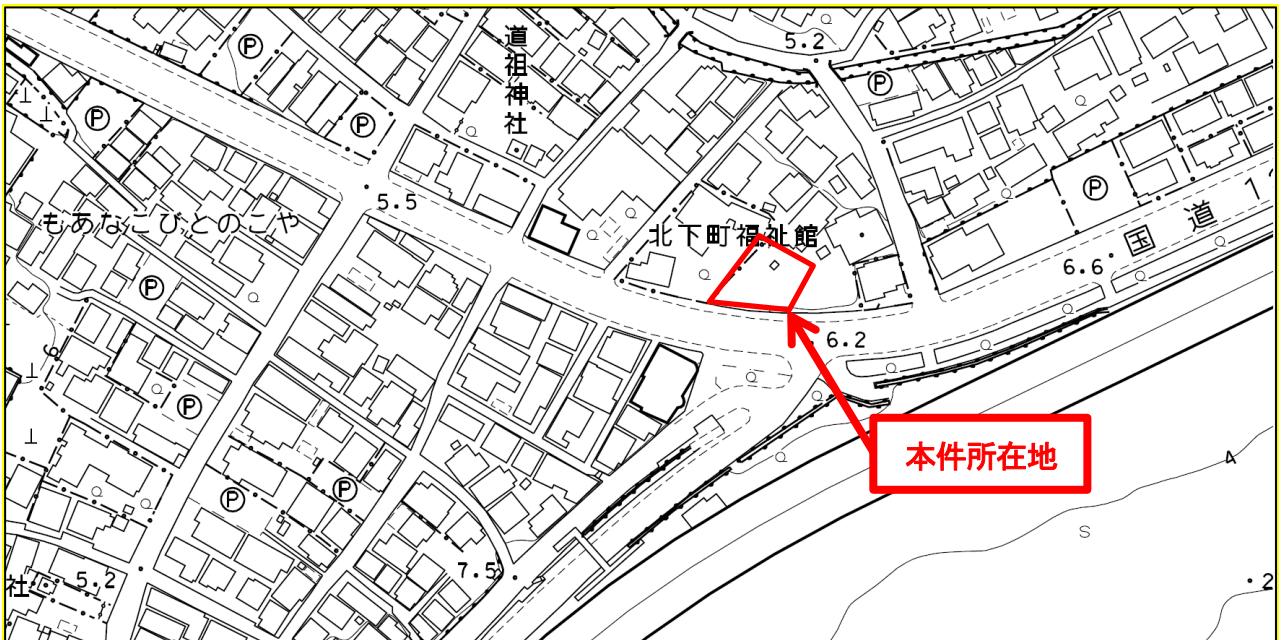
賃借人は、賃貸借期間の満了の日まで（契約の解除等により賃貸借期間が終了した場合にあっては、賃貸人が指定した期日まで）に駐車場設備機器等を撤去すること。ただし、賃貸人及び賃借人が協議の上、残置を決定した駐車場設備機器等にあっては、この限りでない。

また、賃貸人の確認を受けた上で賃貸借物件を賃貸人に返還すること。

別図（第1条関係）

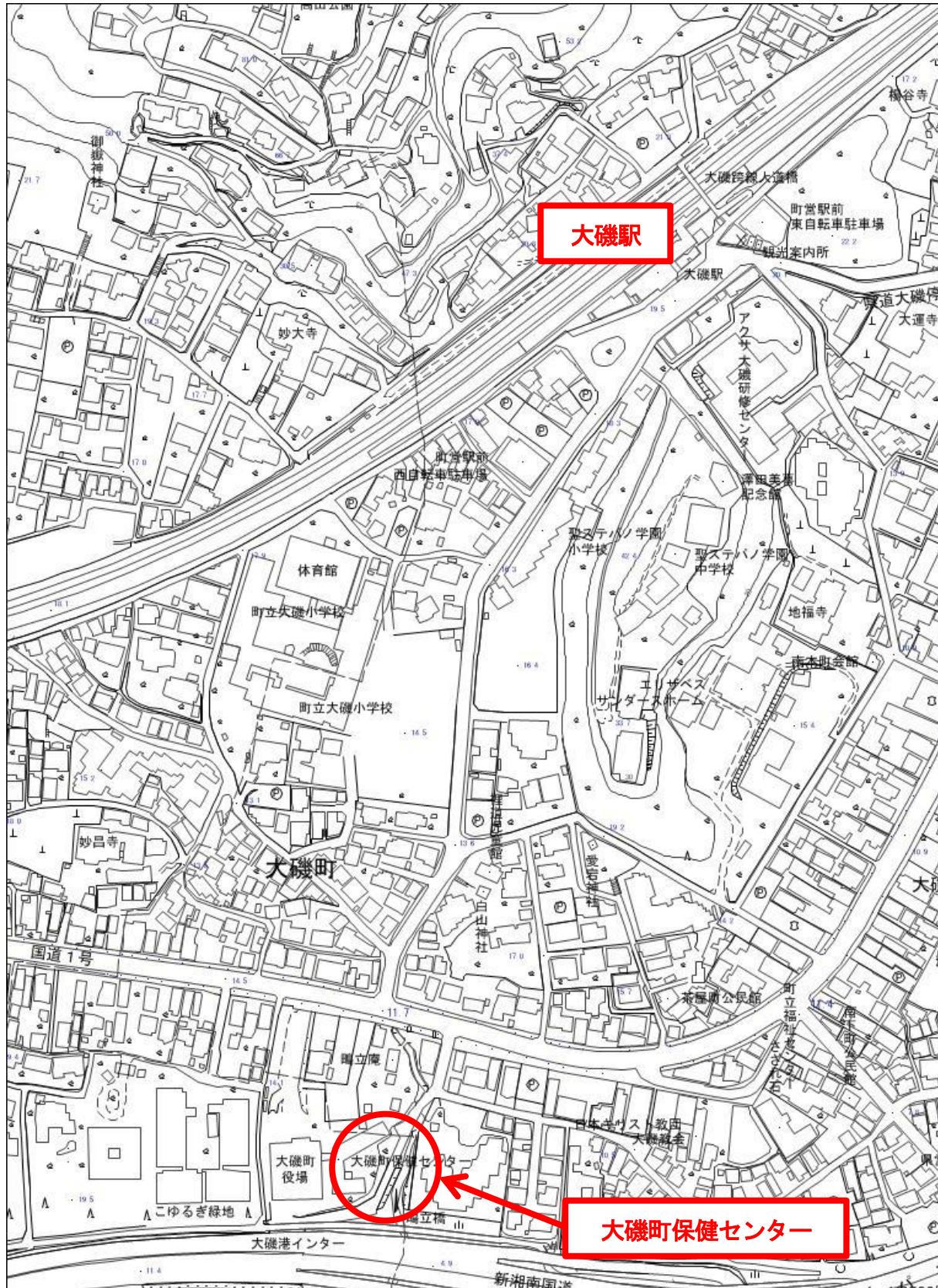
(省略)

## 6 物件位置図・明細図



## 7 入札・開札会場

大磯町保健センター2階 研修室（大磯町東小磯191番地）



受付番号	
------	--

※記入しないでください。

### 入札参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

大磯町長 殿

時間貸駐車場（コインパーキング）のための町有財産の貸付けに係る一般競争入札への参加について、次のとおり申し込みます。

また、申込みに当たっては、大磯町が示した入札参加者の資格要件を全て満たしていることを誓約します（大磯町暴力団排除条例に係る誓約書を別に提出します。）。

なお、当該一般競争入札の結果に関し、次の情報について公開されることに同意します。

#### 1 申込者

所 在 地 等	〒 一	電話 番号	
(ふりがな)			
商号又は名称			
(ふりがな)			
代表者職氏名			実印
担当者職氏名			

#### 2 賃貸借物件の名称等

所在・地番	貸付面積	種類
神奈川県中郡大磯町大磯字北下町1713番6	453.42m <sup>2</sup> のうち 292.7m <sup>2</sup>	土地
神奈川県中郡大磯町大磯字北下町1713番101	29.28m <sup>2</sup>	土地
神奈川県中郡大磯町大磯字北下町1774番5	6.61m <sup>2</sup>	土地

#### 3 公開されることに同意する情報

入札者（落札者）の所在地・商号又は名称・代表者職氏名、落札金額及び入札金額  (裏面に続く)
--

#### 4 添付資料

- 入札参加申込書兼誓約書：1通
- 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）：1通
- 印鑑登録証明書（法人）：1通
- 大磯町暴力団排除条例に係る誓約書：1通
- 納税証明書（国税・地方税）：各1通
- 会社概要を示す書類：1部
- 時間貸駐車場の運営に係る業務に関し、3年以上の実績を有することを示す書類：1部
- 入札契約に関する代理人の委任状：1通（入札参加申込者が神奈川県内にある支店、営業所等に対して、入札参加申込書兼誓約書の提出等の事項を委任する場合のみ）

受付印

※記入しないでください。

大磯町暴力団排除条例に係る誓約書

令和 年 月 日

大磯町長 殿

申請者 郵便番号 —

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

生年月日 年 月 日 生

性 別  男  女

〔 法人等にあっては、その名称・代表者氏名及び  
主たる事務所の所在地を記入してください。 〕

私

当法人 は、誓約者（法人の場合にあっては、当該法人の役員等（裏面以降参照）を含む。）が大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号から第5号までに掲げるもの（暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等）のいずれかに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議を一切申し立てません。

また、当方が同内容に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、大磯町が神奈川県警察本部へ情報提供することに同意します。

## 別紙

## 役員一覧

例

役職名	ふりがな 氏名	性別	住所	生年月日（和暦）
代表取締役 社長	おおいそ 大磯 花子	女	神奈川県中郡大磯町東小 磯183番地	平成2年1月1日

備考 本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者を含む。）全員を記載すること。

## 入札契約に関する代理人の委任状

令和 年 月 日

大磯町長 殿

申 請 者 (委任者)	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	㊞

私は、次の者を受任者（入札等に係る代理人）と定め、大磯町長との間に行う次の事項を委任します。

受 任 者	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	㊞
委 任 事 項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 時間貸駐車場（コインパーキング）のための町有財産の貸付けに係る入札に関すること。</li><li>・ 時間貸駐車場（コインパーキング）のための町有財産の貸付けに係る契約の締結及び契約の履行に関すること。</li><li>・ 貸貸借料の請求及び受領に関すること。</li><li>・ 入札に関する復代理人の選任に関すること。</li><li>・ その他付帯事項に関すること。</li></ul>	

## 入札書

令和 年 月 日

大磯町長 殿

入札者	所 在 地								
	商号又は名称								
	代表者職氏名								
代理人	住 所								
	氏 名								

件名 : 時間貸駐車場（コインパーキング）のための町有財産の貸付け

次の金額で町有財産を借り受けたいので、大磯町契約規則を堅く守り入札します。

賃貸借料金額 【年額】			億		百万			千		円
----------------	--	--	---	--	----	--	--	---	--	---

- (注) 1 入札者の印は、「入札参加申込書兼誓約書」に押印した印（実印）を使用してください。
- 2 代理人が入札するときは、委任者の情報を「入札者」欄に記入の上、「入札参加申込書兼誓約書」に押印した印（実印）を押印するとともに、代理人の住所及び氏名を「代理人」欄に記入の上、委任状と同じ印を押印してください。
- 3 賃貸借料金額は、算用数字を用いて右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 4 入札書に記入する賃貸借料金額は、年額（1年間の額）としてください。

## 委任状

令和 年 月 日

大磯町長 殿

委 任 者	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	印

私は、次の者を代理人に定め、次の事項を委任します。

代 理 人	住 所	
	氏 名	印
委任事項	時間貸駐車場（コインパーキング）のための町有財産の貸付けに係る入札に関する一切の権限	

## 質問書

件名	時間貸駐車場（コインパーキング）のための町有財産の貸付け
番号	質問事項
商号又は名称	
担当者名	
連絡先	